

来年5月から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する取組が始まります！

法務省民事局民事第一課

戸籍に振り仮名を記載する取組が始まります

(戸籍の写しイメージ)		全部事項証明
本籍 氏名	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地 法務 太郎	
氏の振り仮名	ホウム	振り仮名を 記載します
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ	

いよいよ、改正戸籍法が来年（令和7年）5月26日に施行され、全国民の戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。

これまでは、例えば、「新谷」とあっても、「あらや？」「にいや？」「あらたに？」「しんたに？」と明確にならず、氏名の振り仮名は本人確認情報として利用困難でした。今回、戸籍において氏名の振り仮名を公証することは、行政サービスを始めとする各種システムの検索や管理等の正確性・効率化に資するもので、デジタル社会の重要な基盤となるものです。

全ての国民の皆様に関係のある法改正ですが、氏名の振り仮名を官民の手続で利用可能となることから、行政書士の皆様の業務への影響や、依頼者からの質問も予想される、影響の大きい内容といえます。

この記事では、皆様にぜひ知っていただきたい、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れなどのポイントについてご説明します。

戸籍に記載する予定の振り仮名の通知が届きます

(通知書イメージ)

①

名	太郎
振り仮名	タロウ

②

名	花子
振り仮名	ハナコ

③

名	一郎
振り仮名	イチロウ

④

名	ゆり
振り仮名	ユリ

令和7年5月〇〇日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長

令和8年5月25日までに振り仮名の届出がなかった場合は、以下の振り仮名を戸籍に記載いたします。(略)

110-8977
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法務 太郎 様

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

(連絡先)
〇〇県〇〇市〇〇
〇〇市役所市民課〇〇係

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
氏	法務
振り仮名	ホウム

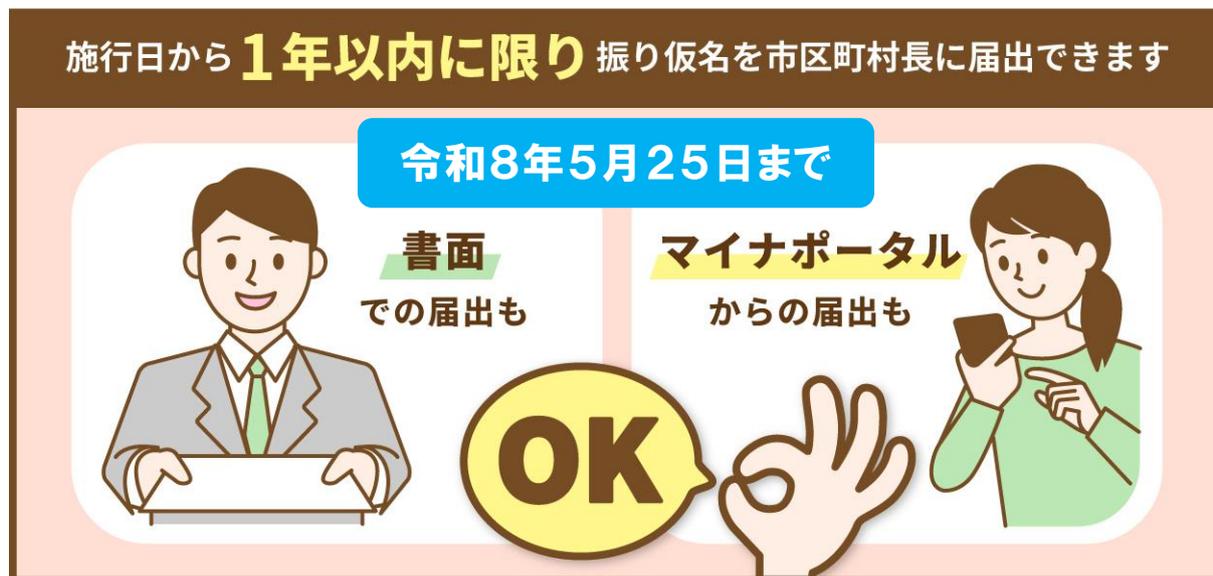
※筆頭者「法務太郎」、配偶者「花子」、長男「一郎」、長女「ゆり」が同じ住所地にお住まいの場合

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から、国民の皆様へ、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を郵便で通知しますので、通知書に正しい振り仮名が記載されているか、ご確認ください。

振り仮名の通知書は、戸籍単位で送付される予定ですので、例えば、父、母、長男、長女の4人家族で同じ住所にお住まいの場合には、家族4人分の振り仮名が記載された通知書が住所地に届くこととなります(同じ戸籍に別の住所にお住まいの方がいる場合は、住所地ごとに届きます。)

※通知書の内容は、住民票に記載されている振り仮名の情報を参考にして、作成されます。

施行日から**1年以内**に限り 振り仮名を市区町村長に届出できます



通知書に記載された振り仮名を必ず確認していただき、もしあなたの実際の振り仮名と異なる場合には、令和8年5月25日までに、市区町村に必ず正しい振り仮名の届出をしてください。ここが、特に重要なポイントになります。

振り仮名の届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されることとなります。なお、通知書に記載された振り仮名が正しい場合でも、早期の戸籍への記載を希望される方は、振り仮名の届出をすることができます。

もし振り仮名の届出をする場合には、マイナポータルからオンラインで行うことができます(この他、市区町村への郵送・窓口でも可能)。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口へ赴く必要がなく、いつでもスムーズに手続きができますので、届出をする場合にはぜひご利用ください。

※氏の振り仮名は戸籍の筆頭者が、名の振り仮名は戸籍に記載されている者が届出をすることができます(未成年者は、親権者から届出することもできます。)

施行日から1年以内に届出がなければ
市区町村長が振り仮名を記載します

(戸籍の写しイメージ)		全部事項証明
本籍氏名	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地 法務 太郎	
氏の振り仮名	ハウム	
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ	



これまで述べたとおり、市区町村に振り仮名の届出をした場合は、戸籍にその振り仮名が記載されます。また、令和8年5月25日までに振り仮名の届出をしなかった場合には、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

このようにして、全ての国民の戸籍の氏名に振り仮名が記載されることとなります。

そして、届出した後の振り仮名を変更するには、家庭裁判所の許可を得て届出する必要があります。なお、届出がなかった場合に戸籍に記載された振り仮名は、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

戸籍の振り仮名制度に関するお問い合わせについて

下記の法務省ホームページの特設サイトでは、制度に関する「よくあるご質問」を掲載しています。今後、マイナポータルからの振り仮名の届出の方法についても、動画で分かりやすくご案内する予定です。

読者の皆様に依頼者から質問・相談があった場合には、ぜひ適切にご案内をお願いします。また、戸籍に振り仮名を記載する取組に関して、法務省・法務局の名称などを不正に使用した勧誘や架空請求などにもご注意ください。

【戸籍の振り仮名制度特設サイトの二次元バーコード】



戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」